これらのことなどから、起業者である青森県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、北海道函館市を起点とし、青森県下北郡大間町、むつ市等を経由し上北郡野辺地町に至る延長130.6㎞の路線であり、下北半島地域（以下「本地域」という。）における産業、経済を支え、沿線地域の生活道路としての機能も有する幹線道路である。また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき青森県防災会議が策定した青森県地域防災計画において第二次緊急輸送道路に指定されている防災上も重要な路線となっている。

本路線の通過地に位置する下北郡大間町、同郡風間浦村では水産業が重要な産業となっており、特にも大間町で水揚げされるマグロは東京築地市場に出荷され「大間マグロ」として高値の取引をされている。また、本地域には自然公園法（昭和32年法律第161号）による国定公園である下北半島国定公園があり、本路線は、大間崎などの観光地へのアクセス道路となっている。

しかしながら、本路線は大間町、風間浦村及びむつ市を結び、通年通行が可能な唯一の幹線道路となっているが、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、狭小な２車線道路であり、道路構造令に定める最小曲線半径を満たさない箇所が複数存する状況となっており、また、現道は小学校への通学路としても利用されているが歩道が整備されておらず、さらに、冬期間においては、除雪によって車道部への堆雪を余儀なくされ大型車等のすれ違いが困難となり、歩行者の通行も非常に危険な状況となっている。以上のように現道は、幹線道路及び生活道路としての機能が著しく損なわれている状況にある。

本件事業の完成により、道路構造令の規定による良好な線形を有し、除雪を勘案した幅員の道路が整備され、年間を通した安全かつ円滑な交通が確保されるとともに、通過交通が本件区間に転換され、現道における歩行者等の安全な交通が図られると認められる。

また、観光の振興及び水産物等の物流の効率が向上するなど地域経済の発展に寄与し、災害時の緊急輸送道路としての機能も確保されると認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価実施対象事業ではないが、起業者が任意に平成22年６月に環境影響に関する調査を実施しており、大気質、騒音及び振動のいずれの項目においても環境基準等を満足すると確認されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

起業者が本件区間及びその周辺の土地に生息する可能性のある希少な動植物に与える影響について、平成17年７月及び８月に任意に行った調査等によると、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるニホンカモシカ、青森県レッドデータブックの重要希少野生生物Ｂランクに記載されているシオヤトンボ、キキョウ及びフクジュソウ等が確認されているが、本件事業による改変及び影響範囲は小さく、周辺には同様の生息環境が広く存在することなどから影響は軽微であると予測されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所確認されているが、起業者は、青森県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道の幅員狭小、線形不良箇所等を解消し、年間を通した安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、山側バイパス・一部現道拡幅案（以下「申請案」という。）、現道案及びバイパス・一部現道拡幅案の３案について検討が行われている。申請案と外２案を比較すると、申請案は宅地の取得必要面積及び支障物件が少ないこと、工事施工期間が短いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

また、本体事業の施行に伴う農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、現道は幅員狭小、線形不良箇所等があり、また歩道も整備されておらず、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、むつ市長を会長とする下北総合開発期成同盟会より、本件事業の早期完成について強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　青森県むつ市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　青森県むつ市大畑町佐藤ケ平地先国有森林、釣屋浜及び大畑道地内

○四国地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月十六日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前別	敷地の幅員	延長	備考
ギ二高知県 〇五香川 九番四川 一か郡い まら同の 町町 波枝 川川 字字 ハ椋二 リ二	前	E・B・A D・C	八・〇五〇メートル 一二五・三〇〇メートル	一二九・〇〇メートル 一八四・八〇メートル	五・二キロメートル 五・二一〇四メートル	八・二一メートル
	後	E・B・A D・C	八・〇五〇メートル 一二五・三〇〇メートル	一二九・〇〇メートル 一八四・八〇メートル	五・二一〇四メートル	八・二一メートル	地図D上の面及記A区にびA・B・C・分表E・B示は、関係・いずる敷。うる

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所